

新島学園短期大学ソーシャルメディア・ポリシー

新島学園短期大学は、ソーシャルメディアを有意義に活用するため、ソーシャルメディア・ポリシーを策定しました。

ソーシャルメディアとは、Twitter、Facebook、instagram、mixi、LINE、ブログ、電子掲示板などのインターネットを通じてコミュニケーションするデジタル・メディアや、YouTube やニコニコ動画などの動画投稿サイトなどのメディアの総称です。これらと同様の機能をもつ新しく生み出されたコミュニケーション・メディアを含みます。本ポリシーは、新島学園短期大学の公式ソーシャルメディアの運用ルールや、教職員や学生のソーシャルメディア利用に関して定めたものです。

新島学園短期大学のソーシャルメディア・ポリシーは、以下の3つからなります。

- ・公式ソーシャルメディアの運用ガイドライン
- ・教職員のソーシャルメディア利用のガイドライン
- ・学生のソーシャルメディア利用のガイドライン

1. 新島学園短期大学の公式ソーシャルメディアの運用ガイドライン

新島学園短期大学が運営する公式ソーシャルメディアの運用については、下記のガイドラインに基づいて運用します。以下に定める新島学園短期大学の公式ソーシャルメディアに対して、下記のような情報が掲載された場合には削除を行うことがあります。

- (1) 新島学園短期大学の活動・情報に関係しない内容
- (2) 誹謗中傷や第三者の権利を侵害する情報
- (3) 個人情報を含む情報
- (4) 違法な情報や猥褻な内容を含む情報
- (5) 権利が保護されているソフトウェアの無許可でのアップロード、リンク
- (6) コンピュータウイルスを含むファイルへのリンク
- (7) 建設的な議論を妨げる内容
- (8) なりすまし、虚偽の内容詐称やミスリーディング
- (9) スпам行為
- (10) 政治的な広告・宣伝・勧誘に関する情報
- (11) その他、大学が不適切と判断した情報

■新島学園短期大学の公式ソーシャルメディア一覧■

新島学園短期大学が運営する公式ソーシャルメディアは下記の通りです。これ以外のも

のは公式サイトではありませんので、ご注意ください。

- Facebook

「新島学園短期大学 Facebook ページ」

URL <https://www.facebook.com/NiijimaGakuenJuniorCollege/>

- instagram

「新島学園短期大学 instagram アカウント」

URL <https://www.instagram.com/niijimagakuenjuniorcollege/>

- ブログ

「新島学園短期大学 広報スタッフブログ」

URL <https://www.staff-blog.niitan.jp/>

2. 教職員のソーシャルメディア利用のガイドライン

新島学園短期大学は、教職員の職務上のソーシャルメディアの利用に関して、また個人的、私的なソーシャルメディアの利用に関して以下のようなガイドラインを設置します。ガイドラインを遵守すべき「教職員」は、新島学園短期大学に所属する者をいいます。

(1) 表現の自由

新島学園短期大学は、ソーシャルメディアにおける教職員の職務上及び私生活における表現の自由を尊重します。ただし、社会におけるさまざまな法令、ルール、マナーを遵守し、公序良俗に反しないことを前提とします。

(2) 法令等の遵守

ソーシャルメディアの利用にあたっては日本国の法令のみでなく、諸外国の法令や国際法規も遵守して下さい。特に、著作権や他者の名誉権、肖像権、財産権などの権利を侵害しないよう、心がけて下さい。学校法人新島学園就業規則などの学内規則も遵守して下さい。

(3) 人権の尊重

ソーシャルメディアの利用では、利用者一人一人の人権を尊重し、異なる意見や考え方を尊重したコミュニケーションを心がけて下さい。

(4) 正確な情報

教育機関に属するものとして、ソーシャルメディアでは、正確な情報を発信し、伝聞や推測に基づく不確かな情報や、虚偽情報、欺瞞情報を伝達して社会を混乱させ、迷惑

をかけないよう注意して下さい。

(5) 発言の責任

ソーシャルメディアでは、匿名で発言したとしても、技術的に発言者を特定することができます。ソーシャルメディアで発言する際には、教職員として新島学園短期大学の名誉を汚さない、良識ある発言を心がけ、情報発信や発言に個人としての責任をもって下さい。また、ソーシャルメディアにおいて、新島学園短期大学の教職員であることを明らかにした上でコミュニケーションする場合には、自身の発言、行動が新島学園短期大学の意見・見解を代表、代弁するものではないことがわかるよう注意して下さい。

(6) 守秘義務・機密情報の取扱

ソーシャルメディアにおいて、職務上で知り得た守秘義務のある情報を発信したり公開しないで下さい。教育や研究上で知り得た機密情報や個人情報についても公開しないよう心がけて下さい。これは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を妨げるものではありません。

(7) その他

教職員が、新島学園短期大学の授業やサークル活動などでソーシャルメディアを活用する際にも、上記のガイドラインに準じます。新島学園短期大学の名前を使用する際には十分に注意して下さい。

3. 学生のソーシャルメディア利用のガイドライン

新島学園短期大学は、学生の個人的、私的なソーシャルメディアの利用に関して以下のようなガイドラインを設置します。

(1) 表現の自由

新島学園短期大学は、ソーシャルメディアにおける学生の表現の自由を尊重します。ただし、社会におけるさまざまな法令、ルール、マナーを遵守し、公序良俗に反しないことを前提とします。

(2) 法令等の遵守

ソーシャルメディアの利用にあたっては日本国の法令のみでなく、諸外国の法令や国際法規も遵守して下さい。特に、著作権や他者の名誉権、肖像権、財産権などの権利を侵害しないよう、心がけて下さい。新島学園短期大学の学則などの学内規則も遵守して下さい。他にも特に下記のような情報発信は行わないよう注意を払ってください。

- ①犯罪行為に結びつく行為，またはその恐れのある行為に関する発信。
- ②暴力的，わいせつな有害情報やそれらの描写が含まれる情報の発信。
- ③公職選挙法など政治的活動における違反行為に関する発信。
- ④詐欺などの悪質な商的行為に関する情報の発信。
- ⑤カルト教団や団体へ過度な勧誘に関する発信。
- ⑥差別的，攻撃的な言動で他者に対して不快な思いをさせるような発信。
- ⑦虚偽の個人情報や，なりすまし等により他人の情報を提供するような発信。

(3) 人権の尊重

ソーシャルメディアの利用では，利用者一人一人の人権を尊重し，異なる意見や考え方を尊重したコミュニケーションを心がけて下さい。

(4) 正確な情報

ソーシャルメディアでは，正確な情報を発信し，伝聞や推測に基づく不確かな情報や，虚偽情報，欺瞞情報を伝達して社会を混乱させ，迷惑をかけないように注意して下さい。

(5) 発言の責任

ソーシャルメディアで発言する際には，新島学園短期大学の学生として大学の名誉を汚さない，良識ある発言を心がけ，情報発信や発言に個人としての責任をもって下さい。新島学園短期大学の学生であることを公表して発言する場合には，自身の発言が新島学園短期大学のイメージに影響を及ぼすことを自覚して下さい。またソーシャルメディアでは，匿名で発言したとしても，技術的に発言者を特定することができます。匿名で発言した場合でも，発言の責任が発生することを自覚して下さい。

(6) 守秘義務・機密情報の取扱

ソーシャルメディアにおいて，大学の活動上で知り得た守秘義務のある情報を発信したり公開しないで下さい。大学で知り得た機密情報や個人情報についても公開しないよう心がけて下さい。

(7) 自身の個人情報とプライバシー保護

ネット上の情報は第三者によって収集され，様々な活動に利用されることがあります。ソーシャルメディアの利用については，自身の個人情報の登録，プロフィール公開について十分注意して下さい。

(8) その他

学生が、新島学園短期大学の授業やサークル活動などでソーシャルメディアを活用する際にも、上記のガイドラインに準じます。新島学園短期大学の名前を使用する際には十分に注意して下さい。